

平成20年8月25日  
国土交通省九州地方整備局

## 球磨川水系の河川整備について

国土交通省九州地方整備局（以下「整備局」という。）は、河川法に基づき、水系毎に定める河川整備基本方針に沿って、河川管理者として河川整備計画を作成し、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるように河川を管理することとしています。

特に、球磨川水系の災害については、昭和40年、57年をはじめ甚大な被害を伴う洪水をたびたび経験しており、また近年でも、平成16年、17年、18年や本年など、毎年のように大きな洪水が発生していることから、抜本的な治水対策を早急に講ずることが不可欠であると考えています。

国土交通省では、昨年5月に、球磨川水系河川整備基本方針（以下「基本方針」という。）を策定したところであり、整備局としては出来るだけ早期に、今後概ね30年間の具体的な河川の整備に関する計画である球磨川水系河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）を策定したいと考えています。

本日、熊本県知事にご説明させていただく球磨川水系河川整備計画（原案）の基本的考え方（以下「基本的考え方」という。）では、河川管理者として、球磨川を中心として育まれてきた歴史、文化、自然環境、産業等を活かしつつ、地域の安全・安心と地域振興の基盤として治水安全度の向上、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を図ることを目標にしています。

そのため、基本的考え方には、治水対策として上・中・下流部の河川整備と川辺川ダムの建設を盛り込むとともに、河川利用、河川環境の保全・再生、危機管理対策をはじめとした流域の関係機関との連携や住民との対話の継続など、多様な内容を盛り込んでいます。

基本方針では、河川整備による球磨川の流下能力の大幅な向上を図ることが困難であることから、新たな洪水調節施設が必要としています。

本日も説明する基本的考え方においても、基本方針を前提にして、川辺川ダムの建設を位置付けて、球磨川水系全体の治水安全度の向上を目指すこととしておりますが、仮に川辺川ダムを建設しないことを選択すれば、流域住民が水害を受忍していただくかざるを得ないことになると考えています。

今後、河川整備計画の策定にあたっては、整備局が作成する河川整備計画の案に対して、熊本県知事のご意見をお聴きするという、河川法に定められた手続きを行うこととしております。

なお、河川整備計画の案を作成するにあたっては、本日基本的考え方をご説明させていただいた上での知事のご意見を重く受け止め、さらに学識経験者や関係住民の方々の意見等もお聴きすることとしています。

いずれにしても、整備局としては、後世の資産として残すべき球磨川とするための河川整備計画を策定してまいりますのでよろしくお願いいたします。